平成２８年（フ）第２９号
岐阜県安八郡安八町東結606番地の１　ボナールＭＵＳＵＢＵ　205号
債務者　東　　義章
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　智也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１１３７号
横浜市金沢区寺前１丁目３番３号　兼平ビル401号
債務者　宮里　　茂
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　　茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９号
長野県飯田市大瀬木1307番地４
債務者　福澤　　享
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　崇志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月３日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
長野地方裁判所飯田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１８８号
仙台市太白区四郎丸字吹上73番地の１　憩いの園よつば弐号館、従前の住所仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目16番地　鶴ケ谷第二市営住宅９Ａ２棟307
債務者　三上　重雄
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７号
福島県相馬市和田字中迫124番地
債務者　中井田ますみ
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２８年（フ）第３９号
千葉県富津市湊834番地５
債務者　和田　　薫
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第４２号
千葉県袖ケ浦市蔵波台７丁目15番地６　コーポ富士園102号
債務者　安部　勇人
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第５０号
千葉県袖ケ浦市蔵波2030―２　一般社団法人友人会寮Ｃ―226号室、住民票上の住所千葉県佐倉市中志津３丁目34番17号　グリーンヴィルＡ―201
債務者　小林　正男
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１８０号
川崎市幸区都町64―１　介護老人福祉施設幸風苑、住民票上の住所川崎市川崎区川中島１丁目５番２―801号　セントヒルズ川崎大師
債務者　根本　豊子
成年後見人　根本　幸子
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
富山県下新川郡入善町入膳7832番地１　コーポ池原111、前住所富山県射水市中太閤山12丁目３番地　県営住宅57―403
債務者　平野　知子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第５６号
富山県射水市高場新町２丁目45番地１
債務者　岸　　利寿
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１２０号
金沢市額新保１丁目470番地　ブランチェス102号、従前の住所富山市藤木3135番地
債務者　深田　義武
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５０号
金沢市若草町16番16号　石上方、従前の住所石川県小松市今江町２丁目106番地
債務者　村松　幹雄
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５２号
岐阜市長良3490番地113
債務者　二階堂哲生
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１４号
岐阜県下呂市萩原町桜洞1421番地１
債務者　梶井　三奈
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
岐阜県下呂市萩原町花池275番地３
債務者　小林由美恵
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係